

補助金を活用される皆さま、こんなお悩みありませんか？



補助金が交付されるまでの間
一旦立て替え払いを
しなければいけない…

必要資金の全額が
補助されない…



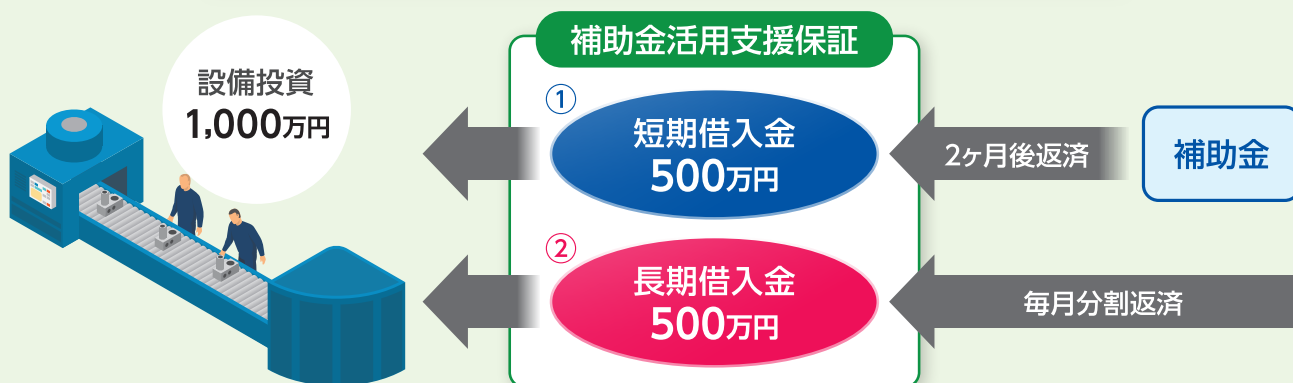
そんなお悩みに福岡県信用保証協会がお応えします！

補助金活用支援保証

補助金の交付決定を受けた中小企業の皆さまを対象に、
補助金交付までのつなぎ資金や、補助金交付分以外の自己負担分の資金調達をご支援することで、
円滑な事業展開や拡大、事業基盤強化等に繋げることを目的とした商品です。

例えば

設備投資総額 1,000万円 補助率 1/2の場合



①短期借入金(つなぎ資金)

- 一般的に、補助金は設備等の導入に係る費用を支払った後に交付されるため、補助金交付に先行して費用の支払いを行う必要があります。
- そこで、短期資金(つなぎ資金)で補助金交付までの資金繰りを支援します。

②長期借入金

- 一般的に、補助金が採択されても、設備等の導入に係る費用の全額は補助されず、1/2程度の自己負担部分が生じます。
- そこで、補助金交付分以外の自己負担部分の資金を長期借入金(最長10年)で対応することができます。

補助金活用支援保証

■ご利用のイメージ(例)

補助金を活用し、最新機械(金額1,000万円)を導入。

資金計画

- ①補助金500万円(補助金を引当として、短期資金(つなぎ資金)500万円を借入)
- ②長期借入金500万円

導入機械決定
補助金採択

機械購入時(代金支払時)

補助金交付時

交付された
補助金で完済

補助金対象事業に
おける必要資金

1,000万円

補助金
交付分

①短期借入金(つなぎ資金)
500万円

補助金
500万円

補助金
交付分
以外

②長期借入金
500万円

長期分割返済

■ご利用できる方

国、地方公共団体、公的機関から補助金の交付決定を受けた事業を行う保証対象中小企業者

■商品の概要

融資限度額 2億8,000万円(一般関係無担保保険8,000万円、一般関係普通保険2億円)

保証期間 ①短期資金(補助金交付までのつなぎ資金等):2年以内
②長期資金(補助金交付分以外の必要資金等):10年以内(据置1年以内を含む)

返済方法 元金均等分割返済又は一括返済

担保 必要に応じて

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要 ※代表者(経営者)の連帯保証人についても不要となる場合があります。

信用保証料率 基準保証料率から一律0.1ポイント割引

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

※「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1ポイント割引
不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.1ポイント割引

貸付利率 金融機関が定める利率

資金使途 補助金対象事業に資する運転資金・設備資金 ※既存借入金の借換は不可

必要書類 補助金に関する「申請書類(写し)」及び「交付決定書(写し)」

■取扱期間

令和8年3月31日(火)保証協会受付分まで

※金融機関・保証協会の審査により、ご希望に添えない場合がございます

本商品の詳しい内容については、信用保証協会窓口又はお取引金融機関にお問い合わせください。

本所営業部	〒812-8555	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号	☎092-415-2601
大濠支所	〒810-0055	福岡市中央区黒門2番28号	☎092-734-5923
北九州支所	〒802-0082	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4階	☎093-551-2634
久留米支所	〒830-8691	久留米市日吉町24番地24	☎0942-38-1022
筑豊支所	〒820-0040	飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5階	☎0948-22-3585
大牟田支所	〒836-0843	大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6階	☎0944-52-6011



福岡県信用保証協会

ホームページ

<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>



2025.4